平成２１年（フ）第１５６号
宮崎県都城市下長飯町5603番地１　下長飯団地48―１―179号、住民票上の住所宮崎県都城市大王町６街区21号
債務者　矢野　光博
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１６５号
宮崎県都城市高城町大井手2757番地
債務者　田中かつ子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２７号
長野県松本市北深志２丁目１番20号
債務者　安達美喜子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８６号
山口県岩国市美川町南桑2185番地
債務者　山内　純子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第８８号
山口県岩国市門前町２丁目37番２―406号
債務者　村上　吉一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９２号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番22―212号
債務者　高橋ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９６号
山口県熊毛郡田布施町大字別府817番地
債務者　岩金　朋幸
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９７号
山口県柳井市伊陸7278番地３
債務者　中元　　厚
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９８号
山口県岩国市車町２丁目10番13号
債務者　古賀　千恵
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１００号
山口県岩国市昭和町２丁目８番３―202号
債務者　笹村　美華
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１７号
愛媛県西予市明浜町俵津２番耕地858番地３
債務者　山下　梨沙
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第６２６号
高知市薊野北町４丁目21番38―１号
債務者　上野　浩代
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３４号
高知市大津乙370番地　ハイムシマサキ203
債務者　池　　寛正
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１３号
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津169番地４
債務者　橋本　哲子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
佐賀県佐賀市八丁畷町５番17号
債務者　木藤　鈴子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
佐賀県佐賀市西与賀町大字高太郎1040番地
債務者　松尾　智子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
兵庫県西宮市仁川町２丁目１番21―607号、前住所兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目19番地ド・ウエル瑞穂302号
債務者　中島　正智
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４６号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目15番１号　みのりハイツ１Ａ
債務者　米田　育永（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係